

議 事 概 要

会議の名称 令和2年度第4回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和3年1月21日(木) 午後1時30分から午後3時まで

開催場所 学習室1、2

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
被保険者代表委員	坂崎 立子
国民健康保険医代表委員	塚本 正美
国民健康保険歯科医代表委員	鈴木 啓展
国民健康保険薬剤師代表委員	大木 剛
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	柳生 聖子
事務局 福祉部長	川本 晋司
保険医療課長	林 元美
同課長補佐	森 健一
国保年金係長	下菌 のぞみ

傍聴者人数 3名

会議の公開・非公開 公開

議題及び報告内容

- 1 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 2 令和2年度国民健康保険特別会計補正予算(案)の概要
- 3 令和3年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要
- 4 第2期長久手市データヘルス計画中間評価について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

議 事 録

1 あいさつ 会長 土方 義信

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、松原純二委員、大木剛委員を指名。

3 議題

(1) 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
事務局説明 別紙1及び参考資料により長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税率の改正）について説明。

質疑応答・意見等

会長 何か質問、ご意見はありますか。

会長 参考資料1で令和5年度の欄に記載されている税率が令和3年度の標準保険料率で、当初の5年計画を6年計画に変更し令和5年度までの残り3年で保険税率を段階的に上げるということですね。また、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、均等割、平等割を据え置く内容を今回の改正案としているという理解でよろしいでしょうか。

事務局 その通りです。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得者に配慮し、一律に課せられる均等割と平等割を据え置くこととしています。

会長 参考資料2左下のグラフを見ると、令和元年度と比較し令和2年度は保険税額が上がっているにも関わらず、保険税負担率が下がっているのはなぜですか。

事務局 保険税負担率は平均保険税額を国保加入者の平均所得で除して算出しています。令和元年度の平均所得が約1,138,000円であったのに比べ、令和2年度の平均所得が約1,263,000円と125,000円程度増加しています。そのため、所得に占める保険税の割合が減少したものです。

委員 所得とはどのようなものですか。

事務局 収入の種類によりますが、給与をもらっている方であれば、給与の収入額から給与所得控除額を引いた金額、年金受給者なら年金額から年金所得控除額を引いた金額、自営業者であれば、収入から必要経費を除いた金額がそれぞれ所得額となります。

- 会長 参考資料2の右下に、市独自の減免額や7・5・2割軽減の軽減額が記載してあり、合計1億円程度となっていますので、実際の保険税の課税総額は参考1に記載してある課税総額から1億円程度少なくなるということですか。
- 事務局 参考資料1で示した課税総額は、所得や被保険者数から算出された保険税額から減免額や軽減額を差し引いた金額となっています。
- 副会長 参考資料1で、被保険者数が減少傾向となっていますが、一人あたり保険税額は増加しています。これは、加入者の所得が増加したということですか。
- 事務局 一人あたり保険税額が上がっているのは、平成30年度から段階的に保険税率を引き上げていることによるものであり、加入者の所得状況によるものではありません。
- 副会長 令和3年度は一人あたり保険税が下がっていますが、その後の令和4年度は増加幅が大きくなっており約10,000円も増加しています。増加幅が緩やかになるように保険税を引き上げて行くことはできないのでしょうか。
- 事務局 令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響があることを踏まえ、令和3年度保険税課税額は所得に3%の減少を見込んで算出しました。そのことが、令和3年度一人あたり保険税額が今年度と比較して減少している要因となっています。また、令和4年度以降の保険税課税額については、所得の減少を見込まずに算出しているため、令和4年度の上がり幅が大きくなっています。また、令和3年度以降の保険税課税総額等については、現時点での試算であり、令和2年の所得が決定してから試算すると同じ税率、税額であっても金額は増減します。
- 副会長 では、令和3年の所得が減少すれば、令和4年度の保険税額は下がるということですか。
- 事務局 保険税の中の所得割額は前年所得に課税されるため、所得が下がれば保険税も下がります。加入者全体の所得が下がれば、今回示している保険税課税総額や一人あたり保険税額よりも、低い水準となります。
- 会長 今回の改正案は令和3年度の保険税率についてであり、令和4年度以降の数字は試算の段階で、このとおりに保険税率を引き上げていくと確約するものではないですね。
- 事務局 その通りです。令和4年度以降の保険税率については、来年度以降に県から示される標準保険料率を見ながら検討していくこととなります。

委員 他に質問はありませんか。

諮問事項の資料1 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について意見のある方はいらっしゃいますか。

意見がないようですので、この件については、意見なしとさせていただきます、「諮問のとおり」として市長に答申します。

引き続き、議題1 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(資料2) について、事務局より説明をお願いします。

事務局説明 資料2により長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(軽減判定所得の基準の改正) について説明。

質疑応答・意見等

会長 何か質問、ご意見はありますか。

会長 この改正は、国の制度である7・5・2割軽減と市独自の減免の両方にかかる改正ですか。

事務局 この条例改正は7・5・2割軽減に関する改正のみです。市独自の減免基準は規則で定めています。

会長 市独自の減免についても同じような改正を行うのですか。

事務局 規則改正の検討を行っていますが、今回の諮問案件には含まれていません。

委員 給与所得者よりフリーランスの方がコロナウイルス感染症の影響が大きいと思いますが、フリーランスの方はどのくらいいるのですか。

事務局 被保険者約9千人のうち、1,000人程度が営業所得などのその他所得の対象者です。

委員 フリーランスの方の所得が減少すると保険税にどのくらい影響するのですか。

事務局 所得が下がれば保険税額も下がりますが、所得の状況が分からないため、試算は難しいです。基礎控除が引き上げられることによる影響としては、約1,000万円程度の税収減を見込んでいます。

会長 他に質問はありませんか。

諮問事項の資料2 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について意見のある方はいらっしゃいますか。

意見がないようですので、この件については、意見なしとさせていただきます、「諮問のとおり」として市長に答申します。

(2) 令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算（案）の概要
事務局説明 資料 3 により、令和 2 年度国民健康保険特別会計補正予算（案）の概要について説明

質疑応答・意見等

会長 質問はありますか。

ご質問がなければ、このことは、報告ということですので、委員のみなさまにはご承知おきくださいますようお願いいたします。

(3) 令和 3 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要
事務局説明 資料 4 により、令和 3 年度国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について説明

質疑応答・意見等

会長 質問はありますか。

ご質問がなければ、このことは、報告ということですので、委員のみなさまにはご承知おきくださいますようお願いいたします。

(4) 第 2 期長久手市データヘルス計画中間評価（案）について
事務局説明 資料 5 により第 2 期長久手市データヘルス計画中間評価（案）について説明。

質疑応答・意見等

会長 何か質問、ご意見はありますか。

会長 生活習慣病予防の指標である飲酒や運動の状況などは一般の方でも分かりやすく、興味をもってもらえるのではないのでしょうか。中間評価の内容について市民に広報する計画はありますか。

事務局 中間評価の概要について、広報紙やダイレクトメールで広報する予

定です。また、詳しい分析結果も含めた第2期データヘルス計画中間評価については、ホームページ等で公開する予定です。

会長 他に質問ご意見はありませんか。その他、事務局何かありますか。

事務局 諮問事項の今後の手続きについて説明します。

委員のみなさまにご審議いただきました諮問事項のうち、資料1、資料2の条例改正（案）については、市長への答申を経て、この3月議会に議案を提出します。

また、報告事項とさせていただきました令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（案）、令和2年度国民健康保険特別会計当初予算（案）についても、3月議会に議案を提出します。

会長 以上をもちまして、令和2年度第4回長久手市国民健康保険運営協議会を終了とします。委員のみなさま、おつかれさまでした。

午後3時終了

議事録署名者

議事録署名者